

重要事項説明書（訪問看護）

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 Life Association
代表者氏名	代表取締役 西村 尚祐
本社所在地	愛知県名古屋市昭和区御器所1-1-18 D&Designレジデンス鶴舞402 TEL:052-882-6211
管理者名	西村 尚祐
法人設立年月日	2018年2月1日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業者の所在地等

事業者名所	訪問看護ステーション心和
介護保険指定 事業所番号	2360790212
事業所所在地	愛知県名古屋市昭和区御器所1-1-18 D&Designレジデンス鶴舞402
連絡先	TEL:052-882-6211
サービス提供地 域	主に名古屋市昭和区、瑞穂区、中区、千種区、東区 その他名古屋市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	訪問看護は介護保険制度をご利用されるご利用者様を対象に、介護支援専門員が立てたケアプランに基づき、住み慣れたご自宅で日常生活が送れるよう、ご利用者様に応じたサービスを提供します。 サービスは介護保険法の基本理念に基づき、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持、心身の機能の維持回復を目指すとともに、可能な限り居宅においてその能力に応じ自立した生活を営む事ができるよう適切な訪問看護を提供することを目的とします。
運営の方針	1、ご利用者様の要介護状態の軽減を図るとともに、その状態の悪化防止や要介護状態となることの予防に資するよう、生活上の目的を設定し、計画的に行うものとします。 2、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。 3、訪問看護の提供にあたり、主治医や介護支援専門員等との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行います。

	<p>4、訪問看護の提供にあたり、親切丁寧に行うことを旨とし、ご利用者様又はそのご家族様に対し、生活上の必要な事項について、理解しやすいように助言又は説明を行います。</p> <p>5、訪問看護の提供にあたり、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行います。</p> <p>6、常にご利用者様の病状、心身の状況及びその置かれている環境などの的確な把握に努め、ご利用者様又はそのご家族様に対し、適切な相談及び助言を行います。</p>
--	---

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

月～金曜日	<p>午前9:00 ～ 午後17:30</p> <p>12月30日～1月3日</p>
-------	--

(4)サービス提供可能な日と時間帯

月～日曜日	<p>午前9:00 ～ 午後17:30</p> <p>但し、12月30日～1月3日(暦により変動)</p>
-------	---

(5)事業所の職員体制

管理者	看護師 西村 尚祐
-----	-----------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるような必要な管理を行います 2 訪問看護計画及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤1名

<p>看護職員のうち主として計画作成等に従事する者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 	<p>2.5 以上 (常勤換算)</p>
-------------------------------	--	--------------------------

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
<p>訪問看護計画の作成</p>	<p>主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成します。</p>
<p>訪問看護の提供</p>	<p>訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容(一部例)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事及び排泄等日常生活の世話 ④ 褥瘡の予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 療養生活や介護方法の指導 ⑧ カテーテル等の管理 ⑨ その他医師の指示による医療処置

(2)提供するサービスの利用料

名古屋市=11.05 円

利用者負担額は金額に対して負担割に応じて1割～3割となります。

介護保険	単位数	金額
20分未満	314	3,470
30分未満	471	5,205
30分以上 60分未満	823	9,094
60分以上 1時間 30分未満	1,128	12,464
理学療法士	294	3,248
予防介護保険	単位数	金額
20分未満	303	3,348
30分未満	451	4,984
30分以上 60分未満	794	8,774
60分以上 1時間 30分未満	1090	12,045
理学療法士	284	3,138

◎早朝・夜間・深夜加算

早朝(6時～8時) 夜間(18時～22時)	上記料金に対して25%加算になります
深夜(22時～6時)	上記料金に対して50%加算になります

◎その他加算

		単位数	金額
初回加算	(1)看護師が退院・退所日に初回訪問	350	3,868円
	(2)初回	300	3,315円
	(2)退院時共同指導加算 (1回、特別管理加算2回)	600	6,630円
緊急時訪問看護 ※1		574	6,342円
長時間訪問看護 ※2		300	3,315円
特別管理加算(Ⅰ)	月1回 ※3	500	5,525円
特別管理加算(Ⅱ)	月1回 ※4	250	2,762円
複数名訪問看護(Ⅰ)	30分未満	254	2,806円
	同時に看護師等との訪問 30分以上	402	4,442円
複数名訪問看護(Ⅱ)	30分未満	201	2,221円
	同時に看護補助者との訪問 30分以上	317	3,503円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※5		3	33円
訪問看護ターミナルケア		2,500	27,625円

※1 ご契約の方は24時間対応いたします。

1か月内に2回以降の緊急時訪問では、早朝・夜間・深夜の加算がされます

※2 特別管理加算対象者に対して、1時間30分以上の訪問看護を実施した場合

※3 気管カニューレ・留置カテーテルなどを使用している状態にある方

※4 在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡などの状態にある方

※5 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)は1回につきが加算されます

注)ご利用料金は令和6年6月現在のものになります。

診療報酬改定に伴い改定の際は変動がございます。その際は随時ご報告を致しますのでご了承ください。

(医療保険)

利用者負担額は金額に対して負担割に応じて1割～3割となります。

		金額
訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週3日まで	5,550/回
	週4日以上	6,550/回
訪問看護基本療養費(Ⅱ)	週3日まで	2,780/回
	同一建物居住者3名以上 週4日以上	3,280/回
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	入院患者様の外泊中の訪問看護	8,500/回

+

訪問看護管理療養費	月の初め	7,670/回
	月の2日目以降	3,000/回

+

◎病状やご希望の契約により下記の料金が加算されます

24時間体制		6,520/月
緊急訪問看護	月14日目まで	2,650/回
	月15日目以降	2,000/回
長時間訪問看護		5,200/回
特別管理加算		2,500/月
	重症度の高い場合	5,000/月
退院時共同指導加算	1回もしくは2回まで	8,000/回
退院支援指導加算	退院日	6,000/回
	長時間	8,400/回
特別管理指導加算	(特別管理対象者のみ)	2,000/回
在宅患者様連携指導加算	月1回まで	3,000/回
在宅患者緊急時等カンファレンス	月2回まで	2,000/回
訪問看護情報提供療養費	提供先ごと	1,500/月
難病等複数回訪問	1日2回まで訪問	4,500/日
	1日3回以上訪問	8,000/日
訪問看護ターミナル療養費	死亡月に1回	25,000/回
訪問看護医療DX情報活用加算	月1回	50円/月

+

早朝(6時～8時) 夜間(18時～22時)	2,100/回
深夜(22時～6時)	4,200/回

その他の費用について

交通費・駐車場	請求しておりません
エンジェルケア(お清めケア、必要物品込み)	5,000円/死後処置に使用させていただきます
キャンセル料	利用日の前営業日 17時まで無料
ご利用者様のご都合でキャンセルされる場合	利用日の前営業日 17時までにご連絡がない場合 基本保険料に定める料金の 50%
その他保険適応外の自費サービス料金 その他各種保険外の自費サービスは随時ご相談ください	

4 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

①利用料、利用者負担額 その他の費用の請求方法等	ア 利用月ごとの合計金額により請求いたします。
	イ 上記に係る請求書は、翌月 10 日頃までに作成しお渡しします。
②利用料、利用者負担額	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、利用月の翌月 27 日にご指定口座より振替えさせていただきます
	イ お支払いを確認しましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします (再発行は致しかねます)

※利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています

虐待防止に関する責任者	管理者:西村 尚祐
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します

(3) 苦情解決体制を整備します

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
<p>個人情報の保護について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります)

7 緊急時の対応方法について

病状の急変やその他必要な場合は訪問し、必要に応じて速やかに利用者の主治医又は事業者の協力関連機関へ連絡を行います。

<p>緊急時連絡先</p>	<p>080-4130-6597</p>
---------------	----------------------

8 事故発生時の対応方法について

事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者の係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じますは、損害賠償を速やかに行います。

9 緊急時電話対応について

事務所含め緊急電話架電時、電話対応者は看護師以外その他の職種による電話対応を行う場合もあります。訪問時間の確認やご利用者様の連絡事項等以外の、看護師により身体的な判断が必要な内容については看護師に確認後、行い折り返しご連絡をいたします。また、状態状況にまつわる緊急連絡事項は、常に事業所内で情報共有を行います。

10 感染症・大規模災害発生時の対応方法について

感染症や非常災害の発生時において、警報等発生規模に応じた BCP 対応実施します。

11 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) サービス提供のキャンセル・時間変更はサービス提供前日までご連絡ください。

(2) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- 苦情や相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う
- 管理者は、看護職員等に事実関係の確認を行う
- 相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する
- 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者に対し必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

苦情申立の窓口

【事業者窓口】 訪問看護ステーション心と	052-882-6211
【市町村の窓口】 名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課	052-972-3087
【公的窓口】 愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165